

# 第1章

## プラン策定にあたって

# 1 プラン策定の背景

## (1) 国の動き

日本では、平成 11 年の「男女共同参画社会基本法」成立を契機に「男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組を進めてきました。平成 27 年 12 月には「第 4 次男女共同参画基本計画」を策定し、「男性中心型労働慣行\*等の変革と女性の活躍」を特に重要な内容として位置付けています。さらに、平成 27 年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、民間事業主に対し女性活躍を推進するための行動計画の策定を義務付ける(ただし労働者が 300 人以下の民間事業主は努力義務)など、国を挙げた動きが活発化しています。

### 4 次計画で改めて強調している視点

- ① 女性の活躍推進のためにも男性の働き方・暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、職場・地域・家庭等あらゆる場面における施策を充実
- ② あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた、女性活躍推進法の着実な施行やポジティブ・アクションの実行等による女性採用・登用の推進、加えて将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取組の推進
- ③ 困難な状況に置かれている女性の実情に応じたきめ細かな支援等による女性が安心して暮らせるための環境整備
- ④ 東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、男女共同参画の視点からの防災・復興対策・ノウハウを施策に活用
- ⑤ 女性に対する暴力の状況の多様化に対応しつつ、女性に対する暴力の根絶に向けた取組を強化
- ⑥ 国際的な規範・基準の尊重に努めるとともに、国際社会への積極的な貢献、我が国の存在感および評価の向上
- ⑦ 地域の実情を踏まえた主体的な取組が展開されるための地域における推進体制の強化

(第 4 次男女共同参画基本計画概要より抜粋)

※ 男性中心型労働慣行・・・

勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行。

## (2) 県の動き

愛知県では、平成14年に制定された「愛知県男女共同参画推進条例」や「あいち男女共同参画プラン」により男女共同参画行政を進めてきました。

平成27年には「あいち女性の活躍促進サミット」の開催や女性の活躍促進に向けた取組を積極的に実施する企業等を認証する「あいち女性の活躍企業認証事業」を始めるなど、女性の活躍を推進する取組に力を入れています。

平成28年3月には現行プランを見直した「あいち男女共同参画プラン2020」を策定し、「男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」など10の基本的施策が提示されました。

### 愛知県の課題

- 固定的性別役割分担意識が依然として強く残っている
- 女性が十分に活躍できる環境が整っていない
- 長時間労働など男性中心型労働慣行の見直しが進んでいない

### あいち男女共同参画プラン（2020）で掲げる基本的施策

- ① 男女共同参画の理解の促進
- ② 子どもにとっての男女共同参画
- ③ 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- ④ 様々な分野における男女共同参画の推進
- ⑤ 男性中心型労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑥ 就業環境の整備
- ⑦ 女性への就業支援
- ⑧ 人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援
- ⑨ 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑩ 生涯を通じた健康づくりの支援

(あいち男女共同参画プラン2020より抜粋)

### (3) 阿久比町の動き

阿久比町では、平成 14 年に町の第 4 次総合計画に女性参画の施策を初めて位置付け、第 5 次総合計画では審議会などへの女性登用率について目標値（平成 32 年度時点で 35.0%）を定めました。平成 24 年には「男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の実現のための具体的な施策を示し取組を進めてきました。主な取組としては、男女共同参画をテーマとした講演会の開催、町内で活動する女性団体の活動の支援、男女共同参画に関する情報提供などがあげられます。

## 2 プランの性格

このプランは男女共同参画社会の実現に向けた本町のまちづくりを示すものです。プランの策定は、男女共同参画社会基本法の第 14 条第 3 項に基づいており、内容は国や県の最新の計画（国「第 4 次男女共同参画基本計画」、県「あいち男女共同参画プラン 2020」）に配慮しています。なお、第 3 章の基本目標Ⅲが、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の第 6 条第 2 項に基づく推進計画となります。

プランの策定は住民代表者と共に行い、アンケート調査やパブリックコメントを実施し、多くの町民の意見を反映させるようにしました。

## 3 基本理念

「男女共同参画社会」とは、「男女が互いに人権を尊重しあい、意思決定を含む対等な社会参加が保障され、性別・年齢にかかわらずそれぞれの個性と能力を平等に発揮できる社会」です。この社会の実現に向けて、これからのまちづくりを進めます。

#### 4 基本目標

次に掲げる5項目を本町の基本目標とします。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の意識づくり

基本目標Ⅱ あらゆる分野への社会参画の推進

基本目標Ⅲ 男女ともに働きやすい環境づくり

基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康づくりと福祉の充実

基本目標Ⅴ 計画の推進



## 5 施策の体系

5つの基本目標達成のため、これから進めていく本町のまちづくりの基本施策、施策の方向を以下のように設定しました。

基本目標	基本施策	施策の方向
I 識画男 づ社女 く会共 りの同 意参	1 男女共同参画意識の高揚	1 男女共同参画意識を高める啓発推進
		2 学校における男女共同参画を推進
		3 人権に関する啓発
		4 男性の男女共同参画を推進
II のへあ 推のら 進社ゆ 進会る 参分 画野	2 政策方針決定の場への女性参画の拡大	1 女性リーダーの育成
		2 委員会などへの女性の登用推進
		3 女性管理職登用の推進
	3 地域活動への参画	1 地域活動への参画の推進
2 団体活動への支援		
III す男 い女 環と 境も づく に働 きや	4 雇用の分野における男女平等の推進	1 働きやすい環境づくり
		5 仕事と家庭の両立
	2 介護をしている方への支援	
	3 ワーク・ライフ・バランスの推進	
IV く生 涯と 福祉 を通 じた 充健 実康 づ	6 生涯を通じた健康づくり	1 健康診査の充実と受診推進
		2 母子保健の充実
		3 医療機関との連携強化
	7 生涯を通じた福祉の充実	1 DVの防止
		2 まち全体のバリアフリー化の推進
3 相談体制の充実		
V 推計 進画 の	8 推進体制の整備と充実	1 第2次男女共同参画プランの推進